

## 第2回諮問委員会協議事項

### 1 学校の適正規模の基準について

従来の基準に、許容範囲を設定する。

#### (1) 小学校

適正規模：12学級～18学級、許容範囲：〇〇学級～〇〇学級

#### (2) 中学校

適正規模：12学級～18学級、許容範囲：〇〇学級～〇〇学級

### 2 適正規模・適正配置の検討対象校の選定基準

以下のいずれかに該当する学校を検討対象校とする。

・小規模校については、〇〇〇〇の場合

・大規模校については、〇〇〇〇の場合

## 第3回諮問委員会協議事項

### 3 学校の適正配置の基準について

学校の適正配置は、下記を基準とする。

#### (1) 小学校

通学距離：おおむね〇km以内、通学時間：〇〇分（時間）以内

#### (2) 中学校

通学距離：おおむね〇km以内、通学時間：〇〇分（時間）以内

### 4 適正規模・適正配置推進の方策

適正規模・適正配置の推進は、「通学区域の見直し」、「学校の統合」及び「義務教育学校への移行」という3つの方策を各学校、地域の実態等に応じて適切に取り入れつつ、行う。

(1) 通学区域の見直し

- ・ ○○○○に配慮すること。
- ・ ○○○○を検討すること。

(2) 学校の統合

- ・ ○○○○に配慮すること。
- ・ ○○○○を検討すること。

(3) 義務教育学校への移行

- ・ ○○○○に配慮すること。
- ・ ○○○○を検討すること。